

住吉区青少年福祉委員要綱

(目的)

第1条

この要綱は、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱に基づき、住吉区における青少年福祉委員（以下「青少年福祉委員」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任数)

第2条

青少年福祉委員の選任数は1町会エリアから1名（町会数）を基本として、実情に応じ区選考会において加減をおこない、定める。

(業務)

第3条

青少年福祉委員は、地域における青少年の健全育成活動を促進するため、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱第2条に基づき、次の各号に掲げる任務を担う。

- (1) 青少年指導員活動への側面的援助
- (2) 指導ルーム活動への協力と啓発
- (3) 有害環境を始めとした、社会環境の実態調査と啓発

(区協議会ならびに地域協議会の設置)

第4条

第3条に定められた委嘱業務の実施にあたっては、大阪市青少年福祉委員制度実施要綱第7条に基づき、各地域並びに区に協議会組織を別途定めるものとする。

(選考会の設置)

第5条

青少年福祉委員の選考にあたっては、区に区選考会を、各地域活動協議会に地域選考会を設ける。

- 2 地域選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区選考会に推薦を行う。
- 3 地域選考会は、別表1の構成団体等の代表者をもって構成する。
- 4 区選考会は、地域選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
- 5 区選考会は、別表2の構成団体の代表者をもって構成する。
- 6 区選考会の委員は、互選により委員長を選任する。
- 7 区選考会の副委員長は、委員長の指名により選任する。

(選考基準)

第6条

青少年福祉委員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。

- (2) 青少年指導員の経験者等、青少年問題に深い关心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
(3) 年齢満 30 歳以上 65 歳未満の者を原則とする。

(細則)

第 7 条

この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、住吉区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は平成 27 年 10 月 13 日から施行する。
- 3 この要綱は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(別表 1 地域選考会構成員)

地域活動協議会	地域の女性組織
地域における更生保護活動に携わる団体	P T A 活動に携わる団体
地域青少年指導員組織	地域青少年福祉委員組織
子ども会活動に携わる団体	地域の小学校長
地域の中学校長	その他地域活動協議会の代表が必要と認める者

(別表 2 区選考会構成員)

住吉区地域活動協議会会长会	大阪市人権啓発推進員住吉区連絡会
住吉区地域振興会	住吉地区保護司会
住吉区地域振興会女性部会	住吉区青少年指導員連絡協議会
住吉区 P T A 協議会	住吉区民生委員児童委員協議会
住吉区青少年福祉委員連絡協議会	住吉区青少年生活指導協議会
住吉区子ども会育成連合協議会	